

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 21日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県静岡市駿河区手越367

氏名 株式会社ミサワホーム静岡

榎本 裕二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054 - 257 - 1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ミサワホーム静岡東部建設部（三島支店・東部建設部・リフォーム事業部三島店・開発事業本部）		
事業場の所在地	静岡県	駿東郡	長泉町下土狩20-3 山光ビル
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	元請完成工事高¥4,513,261,978		
③ 従業員数	総数 271人（東部事業所80名）		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙④-1、④-2、④-3、④-4、④-5		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙 (管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	廃プラスチック類	130.585 t
	建設工事の紙くず	20.430 t
	木くず	551.015 t
	繊維くず（天然繊維くず）	3.882 t
	金属くず	73.224 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	216.350 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	353.472 t
	（これまでに実施した取組） ・ゼロエミッション取り組み開始（平成21年6月より）	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	廃プラスチック類	120.138 t
	建設工事の紙くず	18.796 t
	木くず	506.934 t
	繊維くず（天然繊維くず）	3.571 t
	金属くず	67.366 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	199.042 t

	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	325.194 t
	(今後実施する予定の取組) ・ゼロエミッションの継続 ・ゼロエミッションのパトロール	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・がれき類	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記分類の継続	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
	【前年度（令和 5年度）実績】	

産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
廃プラスチック類	130.585	0.000	0.000	0.000	130.585
建設工事の紙くず	20.310	0.120	0.000	0.000	20.430
木くず	151.965	399.050	0.000	0.000	551.015
繊維くず (天然繊維くず)	0.702	3.180	0.000	0.000	3.882
金属くず	73.224	0.000	0.000	0.000	73.224
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	159.570	56.780	0.000	0.000	216.350
がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	23.384	330.088	0.000	0.000	353.472
(これまでに実施した取組) ・ 処理施設の現場視察					

①現状

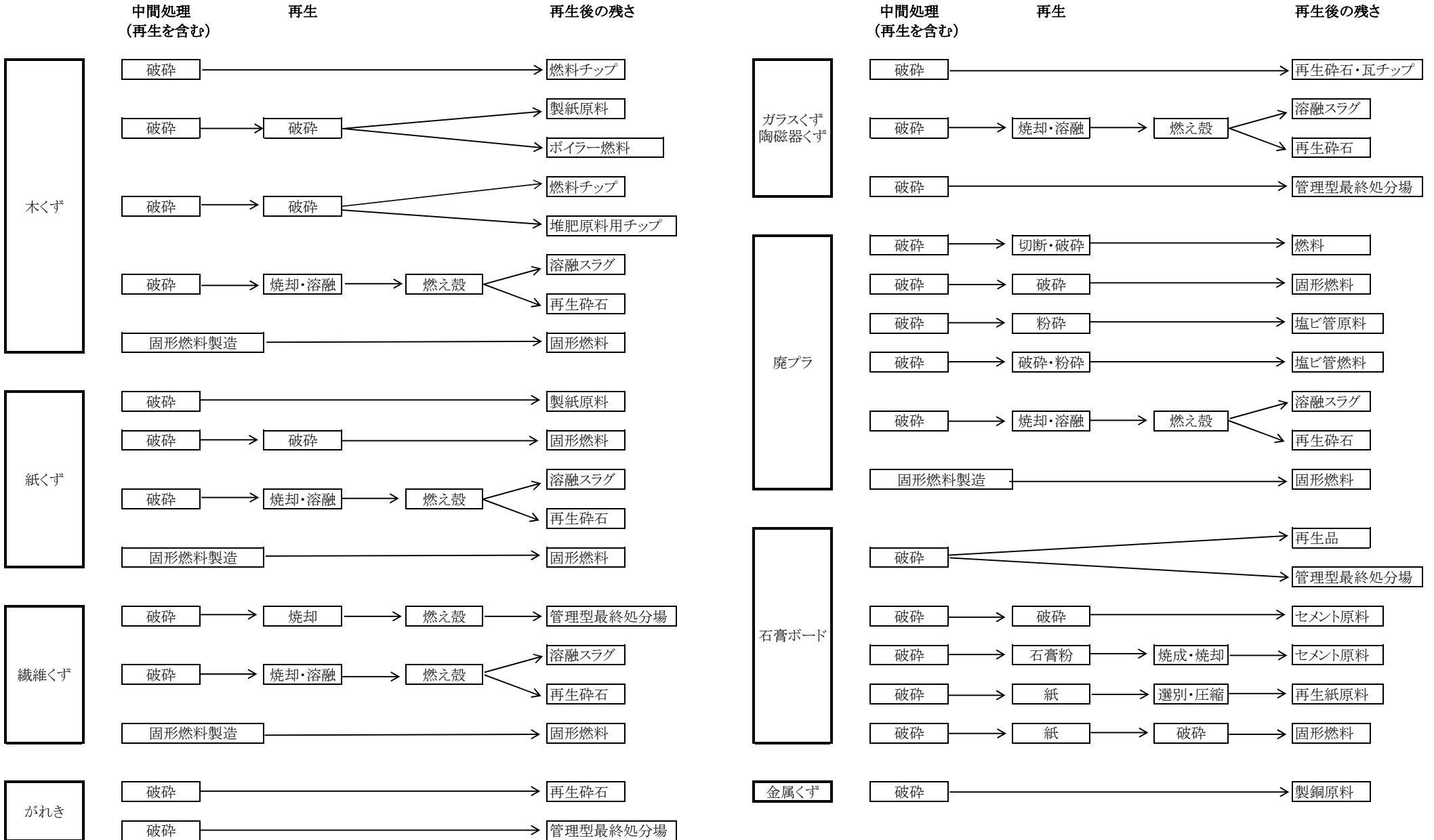
【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	廃プラスチック類	120.138	0.000	0.000	0.000	120.138
	建設工事の紙くず	18.685	0.110	0.000	0.000	18.795
	木くず	139.808	367.126	0.000	0.000	506.934
	繊維くず(天然繊維くず)	0.646	2.926	0.000	0.000	3.572
	金属くず	67.366	0.000	0.000	0.000	67.366
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	146.804	52.238	0.000	0.000	199.420
	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	21.513	303.681	0.000	0.000	325.194
	(今後実施する予定の取組)					
	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の現状視察 ・排出量の削減 					
※事務処理欄						

(第6面)

備考

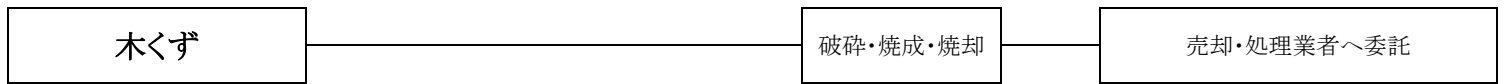
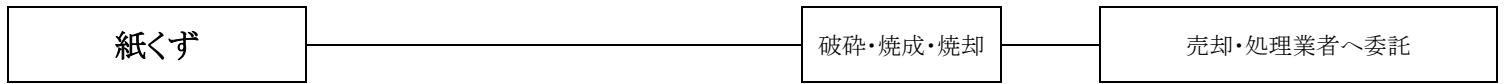
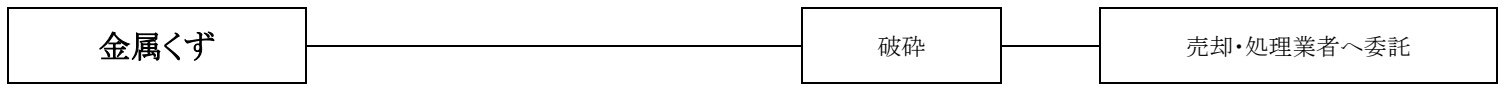
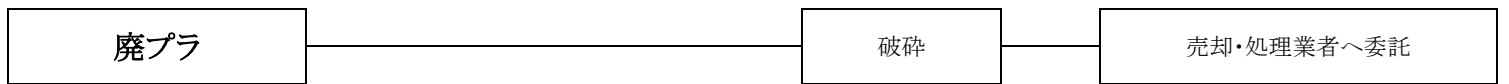
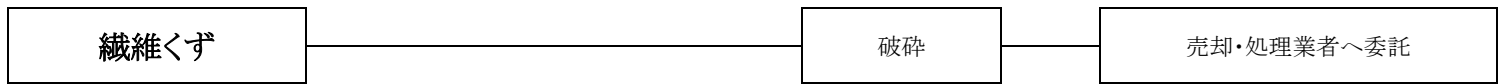
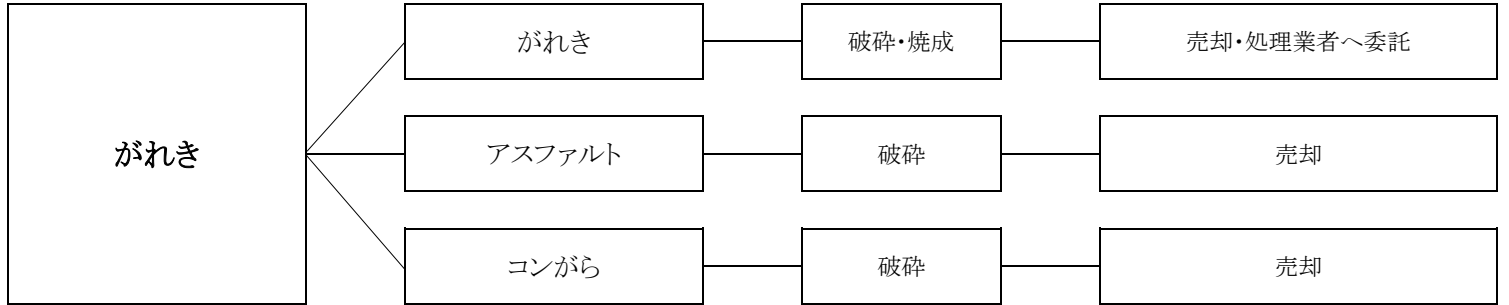
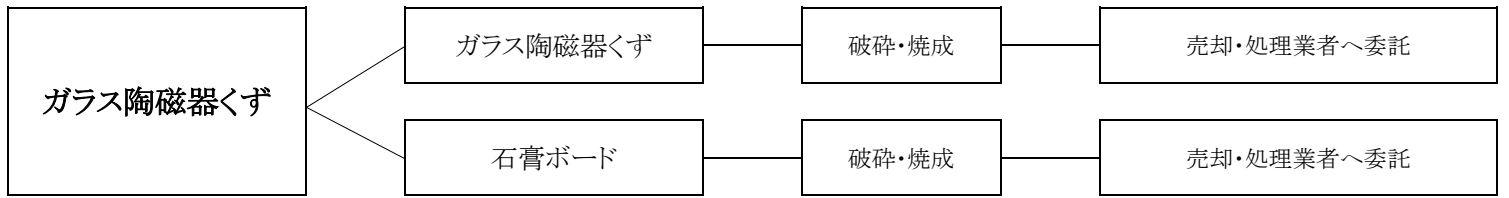
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【産業廃棄物処理の一連の工程】



産業廃棄物の一連の処理の工程

コンクリートガラ	→	再生砕石として再資源化
アスファルトコンクリート	→	再生砕石として再資源化
木くず	→	木材チップとして再資源化
金属くず	→	電炉メーカー(鉄)、商社(非鉄)へ売却
廃プラスチック類	→	原料として再資源化
繊維くず	→	原料として再資源化
がれき	→	安定型埋立処分
ガラス・陶磁器くず	→	安定型埋立処分
石膏ボード	→	原料として再資源化



【 産業廃棄物の一連の処理の工程】



※別紙(組織体制図)

